文化芸術による地域振興事業費助成金実施要領

第１　通則

　　文化芸術による地域振興事業費助成金の交付に関しては、文化芸術による地域振興事業費助成金交付要綱（以下、「要綱」という｡)及びこの要領に定めるところによる。

第２　助成事業

　(1) 要綱第２(1)に規定する文化芸術による地域振興事業（以下、「地域振興事業」という。）として対象とする事業は、次のとおりとする。なお、事業は主に静岡県内において実施し、助成金の交付の決定のあった日の属する年度の３月　31日までに完了するものとする。

ア　対象となる事業

静岡県内に拠点を置く、文化芸術、まちづくり、観光、国際交流、福祉、教育及び産業など社会の幅広い分野の団体・グループ（法人格の有無は問わない）が行う創造的なプログラムで、以下の要件を満たすもの。

・まちづくり、観光、国際交流、福祉、教育及び産業などの様々な分野と文化芸術が協働する取組であること

・団体の単独事業ではなく、地域住民等との協働の事業であること

・地域資源や社会課題についての新たな見方を提示するなど、地域の魅力の向上や、社会課題に対して創造的な対応を目指す取組であること

・協働する分野等への波及効果が期待される取組であること

・先駆的な取組で、将来的なビジョンがあること

イ　対象とならない事業内容

・文化的な企画を主業務とする企業や団体による事業の中で「住民プロデュー

サー」※の活動の活性化を目指す本制度が寄与できる余地が少ない事業

※「住民プロデューサー」•••地域に根ざしたアートプロジェクトを統括する

　　人や団体を指します。

・団体の通常活動や、所属もしくは招聘アーティストの発表が中心で、地域や

他分野との新たな連携の要素が少ない事業

・アーティスト等の寄与が不明確で、文化芸術の関わりが見い出せない事業

・宗教的又は政治的な宣伝・主張を目的とするもの

・慈善事業への寄付を主な目的とするもの

・サークル、同好会等が行う習い事や稽古事等の講習会、発表会等

・コンクール、コンテストを主な目的とするもの

・既に企画制作されたパッケージを購入した展示・上演や営利を目的とするもの

・展示物や制作物等の販売活動を主な目的とするもの

(2)　地域振興事業における対象経費は、下表のとおりとする。

|  |  |
| --- | --- |
| 費　　目 | 内　　　　容 |
| 報 償 費 | 企画・調査料＊、出演料、芸術家謝金、講師謝金、通訳謝金等 |
| 制 作 費 | 作品等制作料、作品等実演費、賃借料（美術作品、機材等）等 |
| 委 託 費 | 業務委託費 |
| 会 場 費 | 会場使用料（付帯設備費を含む）、会場設営費、会場撤去費、（現地制作に係る）稽古場・作業工房等の使用料等 |
| 運 搬 費 | 道具運搬費、楽器運搬費、作品運搬費等 |
| 賃金・保険料 | 事務整理賃金、会場整理等賃金、展示品保険、イベント保険、作業員賃金、労災保険料等（事業に従事する者を臨時に雇用する場合に限る。）  新型コロナウイルス感染症対策のためのPCR検査費用等 |
| 旅　　費 | 国内交通費、国外交通費、宿泊費等 |
| 通 信 費 | 郵送料等 |
| 著作権料 | 著作権料及びその手続きに要する経費 |
| 広告・印刷費 | ウェブサイト制作費、ポスター・パンフレット等デザイン料、印刷費等 |
| 消耗品費 | 消耗品費(新型コロナウイルス感染症対策に要する費用含む) |

（注）助成対象経費は本事業の対象として明確に区分できるもので、かつ証拠書類によって金額等が確認できるものに限る。

＊企画・調査料は、総事業費の１割または50万円のいずれか低い方を上限とする。

　(3)　地域振興事業において対象とならない経費は、下表のとおりとする。

|  |
| --- |
| ・団体等の職員給与等人件費  ・団体等の維持管理費（事務所賃料、光熱水費、生活雑貨等）  ・航空・列車・船舶運賃の特別料金（ファーストクラス、ビジネスクラス、　グリーン料金等）  ・行政機関に支払う手数料（印紙代、ビザ取得経費等）  ・振込手数料  ・手土産代  ・飲食に係る経費（取材・打ち合わせ時の飲食代、交際費、接待費、レセプション・パーティー費、打ち上げ費、ケータリング・弁当類）  ・高額な備品（パソコン・コピー機、カメラ・ビデオ機器等）購入費  ・施設整備費  ・業として会場の貸し出しを行っていること等が客観的に明らかでない会場の使用料  ・海外傷害保険等の各種保険料（イベント保険、美術品借用に伴うものは除く）  ・予備費・雑費等使途が曖昧な経費 |

(4) 助成回数の制限

地域振興事業において、同一事業での助成回数は助成の区分に関わらず通算

５回までとする。

第３　選考の視点

　　地域振興事業の交付決定に当たっては、下表に掲げる視点に基づき選考を行う。

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 助成の区分 | 審査のポイント | | | | |
| 目的性 | 地域性 | 創造性革新性 | 計画性継続性 | 波及性  発信性 |
| 地域クリエイティブ支援 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 地域はじまり支援 | ○ | ○ | ○ |  |  |

1. 目的性：地域資源の活用や社会課題への対応を目指す取組であること
2. 地域性：地域に開き、関わる人達の可能性を引き出す視点があること。
3. 創造性、革新性：新たな価値を生み出し、現状の変革が期待されること。
4. 計画性、継続性：将来ビジョンを持つ継続的かつ実現可能な取組であり事業

計画・収支予算が妥当であること。

1. 波及性、発信性：地域の魅力を発信し、同分野の他事業や他地域のモデルと

なることが期待されること。

　　 附　則

この要領は、令和３年度分の助成金から適用する。

附　則

1 この改正は、令和３年10月22日から施行する。

2 令和３年度中に実施する事業については、なお従前の例により取り扱うもの

とする。